

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成26年7月29日付けで不在を理由として行った公文書不開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成26年7月15日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「①別紙1から4までの文書を受け付けた文書受付簿及び別紙1～4までの文書に基づき作成された起案文書、廃棄手続を行った書類。

②文書管理業務実施要領（平成14年7月10日付け文第266号）で定める第4データの登録等（2）受理文書登録で警察庁の通達が登録されたことが分かるもの。

③平成16年1月15日付け警察庁交通局長警察庁丙規発第1号、警察庁丙交指第3号『きめ細かな駐車規制の実施について』の『第6』で定める報告を行った起案文書。

別紙

- 1 平成16年1月15日付け警察庁丙規発第1号『きめ細かな駐車規制の実施について』（以下『別紙文書1』という。）
- 2 平成17年5月30日付け警察庁丁交指発第88号『取締り活動ガイドラインの策定及び公表について』（以下『別紙文書2』という。）
- 3 平成18年3月8日付け警察庁丁交指発第26号、規発第21号『自動二輪車

等に係る放置駐車違反の取締り等について』（以下『別紙文書3』という。）

4 平成18年11月29日付け警察庁丁規発第76号『駐車場法の一部改正に伴う交通警察の対応について』（以下『別紙文書4』という。）」

- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求のうち、別紙文書1から4までを受け付けた文書受付簿（以下「本件対象文書」という。）は作成しておらず保有していないとして、平成26年7月29日付けで、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成26年8月14日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、平成26年10月8日に諮問庁から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成26年11月27日に審査請求人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成26年12月19日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成27年1月27日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

文書管理規程に基づかずいい加減な業務が行われていることを確認するために、審査請求を行うもの。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人は、平成26年6月26日、条例第7条の規定に基づき実施機関に対し別紙文書1及び別紙文書4に基づき警察本部交通部の所属が作成した指示等の文書（以下「指示文書」という。）の開示請求を行ったところ、実施機関は、保存

年限を経過したことにより廃棄済みであり現在保有していないとして、平成26年7月10日付けで公文書不開示決定をした。ところが、本件開示請求に対しては本件対象文書は作成しておらず保有していないとしている。

一方で指示文書は作成されたが廃棄されたとして不開示決定をしながら、他方で、指示文書が作成される契機となった別紙文書1から4の文書受付簿である本件対象文書が作成されていないことはありえない。

仮に実施機関の主張するとおりであれば、実施機関では文書管理規程に反するいい加減な業務が行われているのであり、これを公に確認するため審査請求を行う。

#### 4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 原処分について

本件開示請求のうち、別紙1から4までの文書を受け付けた文書受付簿について、主管課である交通指導課及び交通規制課において、埼玉県警察文書管理規程（平成14年7月10日付け警察本部訓令第25号。以下「規程」という。）に基づく文書受付簿を検索したが、本件開示請求の対象となるものが存在していなかったため、原処分を行ったものである。

##### (2) 原処分の「開示しない理由」について

規程第11条は、第1項において「文書等は、第8条第3項の規定による文書等（第15条の規定により受信した電子文書を除く。）の收受、前2条の規定による文書等の配布又は次条第1号の規定による回付を受けた時に受け付けたものとする。ただし、次条の定めるところにより文書等を回付し、又は返付した場合は、この限りでない。」と規定しており、第2項においては「前項の規定により受け付けた文書等が埼玉県警察以外の官公署、団体等（以下『部外』という。）から送達されたもの（以下『部外受理文書等』という。）であるときは、その内容が軽易又は定型的なものを除き、次の各号に定める要領により処理するものとする。（1）部

外受理文書等には、暦年ごとに第1号から始まる一連の受付番号（以下『受付番号』という。）を付し、文書受付簿（別記様式第1号）に記載する。（2）部外受理文書等の余白に受付印（別図第1又は別図第2）を押す。ただし、部外受理文書等がポスターその他受付印を押すことが適当でないものにあつては、この限りでない。」と規定している。そして、規程第16条は「第11条第2項第1号及び第13条第2項に規定する文書受付簿及び親展文書受付簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製することができる。」と規定している。

現在、規程第11条第2項（1）に基づく文書受付簿は、規程第16条に基づき磁気ディスクをもって調製されており、作成又は受理した文書情報を登録し管理する総合文書管理システムにより検索が可能となっている。

本件開示請求を受けて、主管課である交通指導課及び交通規制課において、平成16年、平成17年及び平成18年の文書受付簿の検索を行ったところ、本件開示請求の対象となるものが存在していなかった。なお、総合文書管理システムのデータを確認したところ、別紙文書4については、「部外」で登録すべきものを「内部」で登録したため文書受付簿に反映されていないことが判明したが、本件開示請求の対象となる文書受付簿としては作成されていないものと認められた。そのため、原処分の「開示しない理由」として「当該公文書は、作成しておらず、保有していないため。」と記載したものである。

実施機関は、上記に記載した判断を経て、原処分を行ったものであり、処分は妥当なものである。

## 5 審査会の判断

### （1） 本件審査請求について

本件対象文書は、別紙文書1から4までの文書を受け付けた文書受付簿である。

本件審査請求は、実施機関が本件対象文書は作成しておらず保有していないとい

う理由で公文書不開示の決定を行った本件処分に対し、規程に基づいた業務を行っていないことを確認するためにしたものである。

そこで、当審査会では、規程を踏まえた上で、本件処分の妥当性について検討する。

## (2) 文書受付簿について

埼玉県警察における文書等の受付については、規程第11条第1項において「文書等は、第8条第3項の規定による文書等（第15条の規定により受信した電子文書を除く。）の收受、前2条の規定による文書等の配布又は次条第1号の規定による回付を受けた時に受け付けたものとする。ただし、次条の定めるところにより文書等を回付し、又は返付した場合は、この限りでない。」と規定している。

同条第2項においては「前項の規定により受け付けた文書等が埼玉県警察以外の官公署、団体等（以下『部外』という。）から送達されたもの（以下『部外受理文書等』という。）であるときは、その内容が軽易又は定型的なものを除き、次の各号に定める要領により処理するものとする。」として受付処理の要領を定め、同項第1号において「部外受理文書等には、暦年ごとに第1号から始まる一連の受付番号（以下『受付番号』という。）を付し、文書受付簿（別記様式第1号）に記載する。」として、文書受付簿について規定している。

また、規程第16条では、「文書受付簿及び親展文書受付簿は、磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製することができる。」と規定している。この規定に基づき、埼玉県警察では作成又は受理した文書情報を登録し管理する総合文書管理システムを運用しており、埼玉県警察情報管理システムによる文書管理業務実施要領（平成14年7月10日付け文第266号）において実施に関し必要な事項を定めている。

総合文書管理システムにおいては、受理文書を登録する際に部外受理文書等であるか内部文書であるかを選択することとなっており、部外受理文書等を選択した場合には文書受付簿の出力が可能となっている。

(3) 本件対象文書の存否について

当審査会において、別紙文書1から4までを確認したところ、いずれの文書も警察庁から送達された文書であることから「部外受理文書等」であると認められ、また、その内容は簡易又は定型的なものとは認められない。

よって、別紙文書1から4までを受け付けた事実について文書受付簿に記載されていないものとは認められる。

諮問庁の説明によると、総合文書管理システムにおいて平成16年、平成17年及び平成18年の文書受付簿の検索を行ったところ、別紙文書1から4までについては存在しなかった。そのため、総合文書管理システムのデータを確認したところ、別紙文書1から3までについては登録がされておらず、別紙文書4については、「部外」で登録すべきものを「部内」で登録したため、総合文書管理システムでは文書受付簿として出力できないことが判明したとのことであった。

当審査会における諮問庁からの意見聴取の場においても、諮問庁の説明は一貫しており、ほかに本件対象文書の存在をうかがわせる事情は認められない。

以上より、不存在を理由として実施機関が行った不開示決定はやむを得ない。

(4) その他

条例第30条は、「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。」と規定している。

同条の趣旨は、公文書の管理と公文書の開示制度は車の両輪であると考えられることから、実施機関の公文書の管理について定めたものである。

実施機関において、本来であれば作成されていなければならない本件対象文書が作成されていなかったことは、公文書の管理上、適切ではなかったと言わざるを得ない。実施機関においては、公文書の管理について今後適正な運用に努められたい。

なお、これを契機に、実施機関においては、受理文書登録の徹底についての通知の発出や文書取扱補助者を対象とした文書管理講習を開催するなど、その是正に努めているとの報告を受けている。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

新井賢治、野村武司、山本未来

審議の経過

年 月 日	内 容
平成26年10月 8日	諮問を受ける(諮問第261号)
平成26年10月 8日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成26年11月21日	審議(第二部会第101回審査会)
平成26年11月27日	審査請求人から意見書を受理
平成26年12月19日	諮問庁から意見聴取及び審議(第二部会第102回審査会)
平成27年 1月27日	審査請求人の意見陳述聴取及び審議(第二部会第103回審査会)
平成27年 2月19日	審議(第二部会第104回審査会)
平成27年 3月13日	審議(第二部会第105回審査会)
平成27年 3月31日	答申